

第 1-2 部 パネルディスカッション

【横田】

会場の皆様からたくさんの御質問をいただきました。御質問を御提出いただいた皆様にお礼申し上げます。パネリストのお三方それぞれに対しての御質問になっておりますので、今度は先ほどの発題の順序とは逆に渡辺さん、吉川さん、安川さんという順番で、まずそれぞれの方に対する質問に対応していただくというところから始めたいと思います。その上で、もし時間に余裕がありましたら、そのほかのことについても御発言いただこうと思います。そして、最後にお一人5分位ずつ3人のパネリストにまとめの発言をしていただきますので、その時間を取っておきたいと思います。



横田洋三さん

それでは、渡辺さんに対する御質問です。「ネットリテラシー教育においてロールプレイが有効であるということをお話しされていましたが、もう少し詳しく説明してほしい」という御質問です。そして、もう一つは「ネットリテラシーについて、青少年に啓発するときにロールプレイというのは、非常に効果的な1つの手段だと私も思います。というのは渡辺さんがおっしゃっていた通り、自分自身も瞬発的な言葉を発してしまうということを自覚できるからです」ということが書いてあって、「しかしながら画像などが長く残る、あるいは一生に渡って残り続ける。それが将来的に自分の経歴を汚すものとして残ってしまう可能性があるということを教える場合、ロールプレイではなかなかカバーできないように思います。また思春期の子どもたちには、ディスカッションという手段は、なかなか使いにくいという点もあると思います。こういったことについて青少年にどう教えたらいいか、御教示いただけますでしょうか。」という趣旨の御質問です。渡辺さんお願いいたします。

【渡辺】

はい、御質問ありがとうございます。まずロールプレイについて詳しく説明をということですが、例えば私が以前取材した事例では、ある中学校で情報モラルを教える時間に生徒たちにネットを使ってチャットをやっていたのですが、その際にチャットのコミュニケーションを荒らす役の生徒を先生が指定しておくのですね。一人の生徒に対して「君、このチャットのやり取りの中で、できるだけいろいろな人の揚げ足を取ったり、馬鹿にするような発言をわざとやってくれ」というふうに頼みました。先生に指定されたその一人の生徒が、いろいろな人たちの会話に入り込んで、「お前そんなこと言っているけどわけ分かんないよな」といったようなことをバンバン言っていました。そうすると言われた側の子どもたちは、本当に非常に腹を立ててしまったり、キレてしまったり、すごく傷ついてしまったりというような反応を示しまして、そこから言われた子どもたちもさらに言い返すんですね、ひどいことを言われたから言い返す。でもまた相手も言い返すということでどんどん応酬が続いていって、収拾がつかなくなる位になってしまいました。そういうことを経験することによって、実際その授業の後の子どもたちからは、「文字のやり取りでこんなに感情的になるということが分かった」とか、「面と向かって相手としゃべらないだけに、相手がどういう意図を持ってその言葉を発しているか分からないので、非常に悪い方に受け止めてしまう、あるいは敏感に反応してしまうということを実感として理解できた」という声が挙がっていました。

そして二つ目の御質問として、授業の中でのロールプレイでは、ネット上への画像の流出や残り続けることの危険性というのが理解しにくいのではないかとということでしたが、確かに画像の保存に関する危険性については、ロールプレイではなかなか教えにくいのかな、と私も思います。こうしたネット上でよく見かけられるような画像とか性的な被害とかといったものに関する危険性については、今啓発ビデオなどがありますので、そういったビデオを見せた上でディスカッションを行うというのが有効だと思います。御質問の中で、思春期の子どもにディスカッションさせるのは難しいのではないかと

いうお話があったかと思いますが、実際には、いくつかの学校で子どもたちにディスカッションをやらせることによって、非常に子どもたち自身に気づきが芽生えているという事例があります。よくありがちなのが、取りあえず学校で啓発ビデオを見せて、作文を書かせて終わりというパターンですね。作文を書かせるだけだと、自分の気持ちを一方的に書くだけなんです。ですから、周りの友達と同じビデオの内容に対して、どう思っているのかというのが分からない。だけれどもディスカッションをしてやり取りをすることによって、ああこういう見方もあるんだ。ああいう考え方もあるんだということを、子どもたちがそれぞれ認識していく。その思いを共有することによって、それ以降クラスの雰囲気は良くなっているということもあるんですね。そういった意味で、このディスカッションというのは十分使える手段ではないかなと考えております。

【横田】

ありがとうございます。もう一つ渡辺さんへの御質問があります。「やはり家庭でのネットリテラシー教育には限界があると思います。そこで学校での教育が重要になると思いますが、学校でのインターネットのリテラシーに関する教育の現状はどうなっているのでしょうか」ということですが、渡辺さんいかがでしょうか。

【渡辺】

御質問ありがとうございます。学校でのネットリテラシー教育の現状といいますと、学校によってかなりばらつきがあるんですね。例えば学校の先生で、従来からある道德教育などではベテランであっても、ネットが絡むともう何をどう教えていいか分からないという方はたくさんいらっしゃいます。しかもベテランの先生ほど、新しい分野に手を出して失敗したくないんですね。それは自分の今後の出世にも関わってきますから。ですから若い世代の教師にばかりに押し付けてしまって、若い世代の教師の負担が非常に増えているという現状がまずあります。

さらに教える内容に関しても、先生方がいろいろな教材手探りで作ったり、使ったりしているような状況ですので、かなり温度差があります。それと学校教育の中で子どもたちに不評なのは、大人が上から目線でものを言うてくるということなんです。お前たちSNSなんかやったらいじめが発生するからもうやるなということで、先生が一方的に子どもたちの間でのSNSの利用禁止を命令するんですね。でも、子どもたちの間では、どうして先生に言われたからってやめなければいけないんだ、と当然のごとく反発をするわけです。すると教師の側が、言ってもやめない子どもたちのSNSの書き込みを印刷したものを、学校集会の中で全生徒に配ったというようなケースもありました。こういう非常に高圧的な教え方というのは、逆に子どもたちの心が離れていってしまいます。

ですから、やはりまずは先生方が、子どもたちが実際にどういう気持ちでネットを使っていて、そこには悪い面もあるけど良い面もあるということを理解した上で、現状に即した形で教えていくということが必要かなと考えています。

【横田】

ありがとうございます。今のお話は、学校教育におけるネットリテラシーについてでしたが、次の質問は「こういったネットの危険性についての教育は、学校教育は良いのでしょうか、同時に市町村の広報誌などを通じての教育、あるいは会社、企業などに対しての教育なども考えていくべきではないでしょうか。そういった場合に優先順位というものはどうなるのでしょうか」というお尋ねですが、渡辺さんいかがでしょうか。

【渡辺】

御質問ありがとうございます。まず市町村における広報誌による啓発というのは、これは残念ながらかなり望み薄ではないかなというふうに思います。と言いますのは、もともと関心がある方はそう

いう広報誌もむさぼるように読まれますけれども、関心のない方というのはそもそも、まずそういったものはまず手に取らないですね。ですから関心のない方にどう教えていくかというのが、これは非常に重要な問題です。

例えば学校の入学式や卒業式などのような保護者が必ず集まるような場で、半強制的にネットリテラシーに関する研修を受けてもらうというようなことが必要になってくるでしょう。

もう一つの企業における教育に関してですけれども、こちらはかなり有効ではないかと私は考えております。従業員にとって企業研修は、参加せざるを得ない義務として課せられています。ですから企業において、例えば社員たちに保護者としての責務、そのネットリテラシーの身に付け方というのを教えるのもいいでしょうし、あるいは先ほど申し上げましたように、大人自身のモラルを高めるための研修というものも、企業で行っていくと非常に有効ではないかと思えます。

【横田】

今のお話にも関連しますが、「ネットトラブルの加害者・被害者にならないためには、家庭や本人そして友達間のルール作りの大切さを実感しました。さらにネットトラブルを防ぐために地域や社会で成すべきことがあったら教えてください」という、少し大きな質問ですが、渡辺さん何か示唆していただけますでしょうか。

【渡辺】

そうですね、地域社会の中で、同じ学校の同じクラスの家庭同士が連携して、同じようなルールで統一するというのというのは一つの方法かもしれないですね。

例えば子どもの場合、仲間内でSNSでやり取りをしていると、自分の親が夜10時以降はやっちゃダメと言っているからといって、ほかの家の親がそういうことを子どもに言っていなければ、どうしてもほかの友達たちに合わせざるを得なくなってくるわけです。しかし、全ての家庭で統一したルール作りをすれば、子どもたちの間でも変な心理的プレッシャーを受けることなく、同じようにネットを快適に使うことができるということがあるかと思えます。そういった意味で統一したルール作りというのは、ぜひ試してみる価値はあるのではないかなと考えています。

【横田】

はい、恐らく学校で、地域社会で、あるいは家庭でも、もっとこの問題を話し合うことが大事だというのは、渡辺さんのお話全体を通して分かったことですね。その場合に、ルール作りというのは、あまり堅苦しく捉えるのではなくて、お互いに話し合っじゃあこういうふうにしていきましょと申し合わせるということがあるだけでも、かなり違ってくるのではないかというお話だったと思います。

次に、吉川さんにいくつか質問が来ています。まず、「実名報道を規制したり、それからルール化をするという国の動きはないのでしょうか。また例えば報道側の自主規制、あるいは報道基準のようなものはないのでしょうか」という点についてお答えいただけますでしょうか。

【吉川】

まず実名報道の規制の動きは、私が聞いている限りは「ない」と思います。もともと報道のルールに関しても、マスコミ側の自主的なそのルールとして定めているもので、日本では、たまたま少年報道に関しては原則匿名だが、それ以外は原則実名というふうになっています。これを変えていくには、まず法律よりも先に、原則実名報道によりどういう問題が発生しているのかをマスコミの方々に認識していただいて、自ら考え直していただく必要があるのかなと思います。

【横田】

今のお話に関連して、「法的規制がある部分とない部分があるということですが、実は法の規制から

漏れているところが随分あるのではないのでしょうか。これについて、どういうふうに考えれば良いのでしょうか」という質問が来ていますが、いかがでしょうか。

【吉川】

それは、実名報道に関連する部分でですか。

【横田】

もう少し広い範囲であると思われます。例えば名誉毀損などについて触れられた部分も含まれていると思います。その様には書かれていないのですが。

【吉川】

そうですね。被害救済をするにあたって、警察の場合は法律に基づいて法を執行する機関ですから、もともと法律で禁止されていなければ警察は動けない。そこに現在のインターネット上で発生している実際の事例と現行法が対応していない隙間が生じてきているというのは、過去から現在までずっと続いてきていることなのですね。それは、その都度そういう問題を立法事実としての法律の改正であるとか、新しい新法の成立につなげてきている、ということの繰り返しだと思いますから、現に隙間が生じているものに関しては、それについて改正するための提言などをしていく必要があるのではないかと考えています。

【横田】

次に、御本人の経験を基にした具体的な質問があります。「私は実名報道されたために犯罪を犯したことが社会に広まってしまった。協力者であった友人がブログに載せた内容が今でもネット上に残っています。現在、社会復帰をしようと何かやり方を探そうとしているところですが、そのブログに掲載された内容が足を引っ張っているような気がしてなりません。どうしたら削除してもらえるのでしょうか。どういう所に行って相談したら良いのでしょうか」という非常に具体的な質問なのですが、吉川さんいかがですか。

【吉川】

個別具体的な相談に関してのアドバイスというのは、その方とブログに書き込まれた方との関係性や、報道の内容、そしてその事件からどれくらい年月が経っていて、それがネット上に残っていることによってどのくらいの損害があるかとか、そういったことを一つ一つ精査した上での助言になるかと思いますので、この場ではお答えしづらいのですが…。実名報道の内容がネット上に残っていることによって、後々の社会復帰の妨げになっているということが、正に私が今日申し上げたかったことの一つであって、そのために一番重要なことは、そのきっかけとなっている最初の第一報の部分から匿名報道にしておかなければ、こういう問題がこれからも出てくるといったことだと思います。

現時点で、実名報道がそのまま名誉毀損になったということに関しては余り聞いたことがないので、最初の第一報に関しては社会的関心も高いことから、例えその人の社会的信用を損なうことが書いてあったとしても、法的には違法性が阻却（法律上、違法と推定される行為であっても、正当防衛や緊急避難を要する場合などの特別の事情がある場合には違法とはされないこと）されることになるのだと思います。しかし、それが何年も経って罪を償い終わった後で、ネット上の様々なサイトに転載されているような状態に至っては、もはや公共の関心も利益もないでしょうから、違法であると認定される可能性があると思われますので、被害者の方が転載している方を相手取って民事的に損害賠償請求の訴えを起こしたり、刑事的にも名誉毀損で訴えたりして、その判例を積み重ねていかなければ、なかなか世の中動かせないのかなと思っています。

【横田】

もう一つ吉川さんへの御質問です。「お話の中で、一度ネットに流出してしまった情報は騒ぐとものと拡大してしまうとおっしゃっておられました。学校裏サイトに掲載された情報などは削除依頼しても、そのことを特定されるとまたそれを突き止められて被害が拡大するということで、本当に子どものために思ったら結局削除依頼はしないでいいのではないかと思います。この点について吉川さんは、どうお考えになりますか。それからネットリテラシーとの関係で渡辺さんの御意見を伺いたい」と書かれておりますので、もし御意見がありましたら渡辺さんにも御回答をお願いいたします。最初に吉川さんどうぞ。

【吉川】

削除を要請する必要性が高いか低いかは、その書かれている内容によると思います。先ほどの私の報告の中でも触れましたが、個人情報や画像に関しては、やはりネット上に存在し続ける限りは被害につながりますから、これは直ちに削除すべきだと思います。ただし誹謗中傷は、それによって本人がものすごく精神的にダメージを受けている、というのであれば削除しなければいけないのですが、本人はそれほど気にしていないというのであればあえて無理に削除の手段に出る必要はないのかなと思っています。

私のこれまでの経験上、被害者が削除依頼を行なっていること自体、相手が面白がって余計に加害行動が強まるってこともありますから、本人（被害者）の捉え方次第なのではないでしょうか、名誉毀損に関しては。

【横田】

実害が出ている可能性はあるのだけれども、余りそれを深追いすることはかえって被害を大きくしてしまうような場合もあるのではないかと思います。

【吉川】

はい。こういうことというのは差別発言などにも共通する問題ですが、差別的な書き込みに対して1個1個削除していても、それは結局対処療法にしすぎなくて、書き込んだ人が認識を改めない限り、イタチごっこになってしまうのですね。ですから、学校でのいじめの一環として悪口をネット上に書き込んでいるのであれば、やはり現実社会の中でその誤解を解いたり、人間関係を良好にするといったことを優先しないと、ネット上の表面に見える書き込みだけに翻弄されても根本的な解決にはならないのかなと思います。

【横田】

分かりました。この点について、渡辺さんの御意見はいかがでしょうか。

【渡辺】

はい、画像などの削除に関しては、やはりその前提となるネットリテラシー教育としては、とにかくそういう画像を撮らせないということが最優先になってくるんですね。例えば性的画像におきましては、恋人間であっても安易に撮らせるべきではない。そうは言っても無理やり撮られてしまったというケースもあります。そうなりますと、もうこれは被害者側への教育ではどうにもならないですね。そうなりますと、加害者をどう教育するかという視点が必要になってきます。つまりそういった相手を痛めつけるような画像というものを撮るような子どもを育てないために、どのような教育が必要なのだろうかということです。

私が特に着目しているのは、一つ目が「想像力」なんですね。自分の行為が相手にどのようなダメージを与えるのか、自分がやったことで相手はどのような痛みを持つだろうか、そういった点を想像で

きるような力を育む。これはネット上で起こる問題であるかどうかに関係なく、いじめの問題にも共通することですが、自分がやるのが相手にどのような効果を働きかけてしまうだろうかという点での想像力を育むための教育に、もっと力を入れていかなければならないと考えております。

それと二つ目は「加害者ケア」です。誰かを攻撃したいと考える子どもは、大方の場合、心の中に何らかの非常に満たされない思いというのを抱えています。例えば、その子自身が家庭では虐待を受けていたり、学校とは別の場所でいじめを受けていたり、あるいは何らかの非常に強いストレスを受けていたり、といったような心理状態にあることが多く見受けられます。ですので、加害者の子どもがそのような攻撃行動を取ってしまう背景に何があるのかという点まで掘り下げていった対策が必要になってくるのではないかと考えております。

【横田】

ありがとうございました。それでは、次に安川さんに寄せられた質問をいくつか御紹介します。

最初の質問は、「中学生の子どもがLINEに夢中で夜中までやっており、親子間のトラブルになっています。パスワードもしょっちゅう変えられて、画面（内容）を見ることができません。『既読無視』がどういうことなのかよく分からないので、もう一度スライドで解説していただきたい」ということと、「家庭でのルール作りについて御指導ください。アドバイスいただければ幸いです」という質問です。安川さんよろしく願いいたします。

【安川】

まず親御さんたちも一度LINEをやってみたほうが良いと思います。親と子どもとの間で温度差があると、なかなかコミュニケーションって先に進まないんですね。分からない、と言う前に、まず親の方も分かる努力をすることが必要だと思いますね。

さらに、家庭の中で当たり前のことが当たり前でできているのかということです。先ほどもお話ししましたが、食事中にLINEをやっていて、それを止められないような親になってはいけません。本当に自分の子どものことを想うのであれば、きちんと子どもと向き合って話をすれば分かってくれるはずですよ。「お母さんも毎日一生懸命御飯作るから、だから御飯の時はLINEとかやめよう」と、きちんと伝える。

勉強についても、「本当に友達のことを想うのであれば、お互いに勉強の邪魔はしないで、寝る前もずっとLINEにハマって寝不足になって学校で居眠りするとか、これは友達の足を引っ張り合っているだけでしょ。お母さんはちゃんとあなたに本当の友達を作ってもらいたい」と伝える。本気で子どもと向き合って話をしたらちゃんと子どもに伝わるんです。感情的になってきつい言葉を浴びせ掛けでも、絶対に子どもの心は動きません。本気で親が子どもと向き合うことが大切だと思います。それによって子どもが、「ああ、お母さんの言うこと分かるな」と思ったら、今度は子どもたち同士で話合うんですよ。

子どもたちも、「なんかLINEやっていて疲れるよね。なんかLINEに縛られているな」って分かっている子どもたちはたくさんいるんですね。でも、友達を目の前にするとそういうことは話せないと言うんですね。1日中LINEやっている子どもは、学校に行ってから友達との会話がなないと言います。LINEで前日にテレビの番組とかの話をしているんですね。テレビを見ながらLINEでやり取りする。本来は、学校に行って友達同士で話をすることって楽しいはずなんですよ。でも前日に、ずっとLINEでやり取りしているし、授業中もLINEでやり取りしているから、実際に顔と顔を合わせてのコミュニケーションが苦手になっている子どもたちがたくさんいます。これは親の責任でもあります。分かっているのに注意もできないような親になっちゃいけません。当たり前のことを言うだけなのです。当たり前のことが当たり前でできていれば、人の気持ちが分かる子どもに育っていくはずであると思います。

【横田】

ありがとうございました。もう一つ安川さんへの質問です。「女子に対する児童ポルノ、子どものポルノの問題について触れられていますが、逆に女子が男子の裸を盗撮し、ネットで拡散させるというようなことはあるのでしょうか」という、そういう事実があるのかどうかを確認する質問ですが、安川さんいかがでしょうか。

【安川】

これまでに私ども（全国webカウンセリング協議会）に寄せられた相談の中ではありません。男子同士が面白がって、ということはありません。修学旅行の時に隠し撮りしたのをネット上で拡散したというケースはありましたね。ただ、一度ネット上に他人に見られたくない自分の画像を拡散されてしまうと、精神的に弱い子の場合は大きなショックを受けて、それが原因で学校に通えなくなっているという相談は寄せられています。

【横田】

私自身は、これまで国連（国際連合：United Nations）やILO（International Labour Organization: 国際労働機関）などの国際的な場において、人権の問題に関する議論に参加する機会を何度も持ってきました。今のお話にも関係があるのですが、国際的な議論の場では、男の子のポルノというのが非常に深刻な問題として挙がっています。このことについて、日本の国内ではあまり問題にされていないのですが、実は日本発の男の子のポルノが海外で利用されているのです。ですからこれは、吉川さんのお話の中で触れられたように、国際的にそういう問題が起こって、加害者と被害者が国境を挟んで別々の国にいるような場合、しかもプロバイダがまた別の国にあるというような場合には、被害者はいるし、加害者もいるのですが、なかなか手の施しようがない、というような問題が国際的な人権の議論の中ではかなり出てきています。これに対してどう対処すればよいのかという答えはないのですが、国際的に日本政府に対してきちんと取り締まってほしいという声も挙がっているということを紹介させていただいて、そういう問題があるということだけ指摘させていただこうと思います。

さてここで吉川さんへの質問が来ております。「有名人が、その人にとって人々に知られたくない内容について実名報道されて、本人がその事実を認めている場合、名誉毀損になるのでしょうか」という質問なのですが、いかがでしょうか。

【吉川】

ちょっとイメージが湧きづらいのですが、有名人本人がその事実を認めている場合は名誉毀損にはならないのかなという印象はあります。ただ、名誉毀損に当たる場合としては、書いてある内容が真実であったとしても、それによってその人の社会的評価が損なわれる恐れがあれば違法は違法なんですね。例えば誰かと浮気したというような事実が報道されて、本人がそれを認めたとしても、認めたからと言ってネット上でそのことを書かれることについて許容しているわけではない。となると、それはそれで名誉毀損に当たる可能性はあると思います。

【横田】

その辺りの線引きは恐らく難しい部分もあって、具体的な事例の中で、裁判等で明確になる場合もあるのだと思いますが、一般的にはやはりその人の尊厳が傷つけられるような報道があれば、本人がその事実を認めたとしても、やはり名誉毀損は名誉毀損に当たるかも知れないという印象はありますね。

【吉川】

もう一つだけ付け加えると、有名人の場合と一般人の場合とで、若干やっぱり違法性の阻却される

要件が変わってきます。政治家や芸能人というのは、有名である分、国民の関心も高いわけですから、特にプライバシーに関わらない限りにおいては多少のことが暴露されたとしても、それが違法だとして訴えたとしても、罪に問われないケースの方が多いですね。特に政治家なんかの場合に、政治家がどういう方たちと付き合いがあるのかというのは、その方の政治家としての活動にも関わったりすることだったりしますから、報道される内容によって受け取り方も変わってくるのではないかと思います。

【横田】

ありがとうございました。渡辺さんにも追加の質問が来ています。「悪ふざけ画像について、自分が受信したという時に、その受信したということを悪ふざけの対象になった人（被害者）に知らせることについては、どう考えたらいいか」という質問です。

それから「また自分が受信したものをほかの所に発信することについても、拡散することについても本人（当事者）に伝えればいいのかどうか」という質問なのですが、その点についていかがでしょうか。

【渡辺】

本人（当事者）に伝えるべきかどうかということですが、とりあえず自分が受信したということは、わざわざ自分から伝えなくても、もしかしたら相手は知っているかもしれませんが、やはりこれは伝えるべきではないと思います。さらに自分が、拡散すべきかどうかということに関しても本人に確認を取るべきかということですが、「これは拡散すべきではない。それが自分にとっての正義である」と考えるのであれば、仲間に対してもこういう画像は拡散すべきではないということは伝えるべきだと思いますが。一方で発信者との仲がこじれてしまうことがどうしても怖いということであれば、たとえ拡散はしないよということを相手に伝えないにしても、相手に知らせないままでも拡散は自分の中ではしないようにとどめるというのも、良いのではないかなと考えています。

【横田】

次の質問です。「個人名を出した情報というのは、その人の名誉を傷つける場合もあって、名誉毀損になる場合もあるということですが、個人名を出さなくてもその人だと分かる間接的な表現をしている場合にはどうしたらいいのでしょうか」という質問ですが、吉川さんその点についてお話しいただけますか。

【吉川】

例えば有名な方が使っているハンドル名¹や芸名などは、それだけで十分誰かが特定できますから名誉毀損に当たるケースが多いですね。ですから、どの位の数の一般の方々がその情報を知っていて、どこの誰のことを言っているのかが分かるかどうかの度合いによって、名誉毀損に当たるか否かの判断の分かれ目になると思います。

【横田】

そうしますと、仮に間接的な表現だったとしても、誰が見ても分かる表現であれば、やはり名誉毀損などの問題として取り上げられる可能性があるということですか。

【吉川】

そういうことだと思います。

1 インターネット上の掲示板などで使用するニックネームのこと。ハンドルネームとも言う。

【横田】

分かりました。ありがとうございます。次の質問は、これは一般的な話になりますけれども、「今日の内容は、比較的インターネットのネガティブな面がいろんな形で紹介され、これはこれで非常に大きなことで我々も知っておく必要があるし、またそれによって対応を適切にする必要があるわけですが、人権に関連してインターネットがポジティブな方向に進んでいる面もあるのではないかと思います。そういった事例があったら教えてください。それが、学校内や世界中で、そして家庭内で、インターネットがどういうふうにポジティブに機能しているかということについて、具体例があったら教えてください」ということですが、どなたからでも結構ですので、御回答頂ければと思います。それでは、渡辺さんから口火を切っていただけますか。

【渡辺】

インターネットが人権に関してポジティブに機能した例ということで、私が過去に観察したケースを御紹介します。まず、学校裏サイトのような掲示板で、ある一人の女子生徒に対していろいろな生徒から誹謗中傷の書き込みが行われていたんですね。すると、次第にその中の一人が「こんな書き込みをするっていうのは卑怯だよ、やめようよ」ということを言い出したんですね。するとまた別の人が「そうだ、そうだ」という形で、「相手に言いたいことがあるんだったらちゃんと面と向かって言おうよ。言えないことはここに書き込んだらだめだよ」ということをまた書き込みました。その流れが広がってくると、誹謗中傷されていた被害者である女子生徒も「私に言いたいことがあるんだったら直接言ってよね」ということを書き込み始めたんですね。

このようにネットの中であっても、子どもたちの間で自浄作用が働くというケースがあります。というのもネットの中では匿名で発言ができますので、もちろん問題発言の場合は突き止められる場合もありますけれども、です。自分の身元がばれないという気安さから、被害者をかばうということも実はやりやすいという点があるんですね。だからこそ、このような掲示板のやり取りの中で大人がわざわざ介入しなくても、時間を掛けて見ていると徐々に良い方向に変化していくケースもあります。

【横田】

今の点について、吉川さんはどのように考えられますか。

【吉川】

私の場合、インターネットの光と影の側面であれば、仕事柄、どうしても影の方ばかり見ているもので、なかなか光の方が分からないのですね。特に人権という観点から、インターネットがポジティブな方向に働いているケースというのは、今渡辺さんの話でお聞きして、なるほどそういう側面もあるのかと初めて思ったくらいです。

人権とはちょっと外れるかもしれませんが、たとえば東日本大震災（2011（平成23）年3月）の時でも、行方不明の方の情報がSNSなどに掲載された情報がきっかけとなって、居場所が分かったという良い部分もありましたよね。

ただどうなのでしょう、人権に関してインターネットのポジティブな部分というのは、私は正直存じ上げていないですね。

【横田】

安川さん何かございますか。

【安川】

ろう学校（特別支援学校）に通っている生徒が、普段はやはり手話を使って会話をするのは、ハードルが高い（聴覚障害者の手話理解率は15%程度）と言うんですね。でもネットを通じてコミュニケー

ションを行うことで、普通に誰とでも会話ができる。だからネットの世界では、自分らしく生き生きとしていられる、という話をしてくれたケースがありますね。

あと、ある不登校の生徒の場合、クラスの中では誰も話をする人がいないけれど、唯一ネットの世界の人々が自分のことを理解してくれると言うんです。その人たちが私のことを一生懸命励ましてくれるから、今私は学校に通えているんだという話もありました。

【横田】

今のような話は本当にあることだと思います。私も人権に関することに長年携わってきたという立場上、これまで障害のある人を含めていろいろな人に話を聞き、インタビューするという機会がありました。そういう時に、障害のある人の中には、インターネットがあるお陰で自分が思っていることを表現できる。あるいは人が言っていることが自分に伝わってくる。言葉が口に出せない人や手が不自由なために書くことができない人なども、インターネットを使えば、時間は掛かるけれども、とにかく自分の表現ができるとおっしゃっているのですね。私は、これは技術革新が持っているすばらしい人権へのポジティブな面の一つだと思うのです。これはほかにもいろんな形で活用できると思います。

もう一つ私の方から紹介させていただきますと、国際的にインターネットが人権の促進に貢献している面として、例えば独裁政権の下で苦しんでいる人たちが国内で何が起きているかを外に発信して、その情報を基に外から支援の手が差し伸べられ、そしてその国内にも外の人たちがその政権についてどのように考えているかということを伝えることができるのですね。こんなひどい政権はもう国際社会では認められないという空気があるとすれば、国内で黙っていた人や抵抗してもしょうがないと思っていた人々が、結束して立ち上がって政権を倒すという流れへとつながっていく。いわゆる民主化の流れですね。具体的な国名は挙げませんが、ここ十数年の間にいくつかの国で実際に起きていることなのです。そういう意味でインターネットが、場合によっては独裁政権下の国の弱い立場の人々にとって貴重な情報源になると同時に、国外への情報発信の手段にもなっている。しかも、インターネットを利用した情報の送受信を独裁政権や軍事政権がコントロールできないということが、一つの強みになっている。本日の話の中に出てきたインターネットの問題点や弱点が、場合によると強みにもなるということですね。

要するに、インターネットをどういうふうにするのかということ、もっと考えていかなければいけない、使い方の問題になるのだらうと思います。人権的観点からインターネットについて論じる場合、どちらかというと問題点や負の側面ばかりが指摘されがちです。それはそれで大事なことなのですが、御来場いただいた方からインターネットのポジティブな面もあるのではないかと質問を出していただき、新しい気付きにつながったのではないかと思います。その点についてお礼を申し上げます。

次の質問は、御自身の経験に基づいた内容です。『『あなたのことを誹謗中傷する書き込みがブログに載ってるよ』と知り合いから言われ、見てみると確かに自分のことが書き込まれていました。しかも、その書き込みのことが周囲の人たちの間で噂になっている、とのことでした。なぜ、こんなことになってしまったのか、そして被害者としてその書き込みを削除してもらうために何をどうすればいいのか、分からなくて何もできないでいます。何か手立てがないものでしょうか』という御質問です。先ほどの吉川さんの報告の中で、被害者側が下手に反応すると、加害者側が面白がって、悪い方へさらにエスカレートすることもあるというお話があったかと思います。そこで吉川さんにもう一度確認のような質問になってしまうのですが、このような場合に加害者側にそういった行為をやめさせる方法がないのか、またどこに相談に行けばいいのか、といったことについて、コメントいただけないでしょうか。

【吉川】

加害者側が応じるかどうかは分かりませんが、まず書き込みを行なっている張本人に対して、

こういう理由でやめてほしいと言ってみるのが第一段階ですね。応じなかった場合には、次の段階として、そのブログを提供している企業に対して、この書き込みが権利を侵害する情報に当たるので削除してほしいということを、プロバイダ責任制限法などに基づいて働きかけることが正攻法ではありません。あとは、書かれている内容によっても、対応の仕方は変わってくると思います。その人のことを全く知らない不特定多数の人々にまでその人の名誉を害するような影響を与えているのか、それとも友達などのごく狭い範囲だけなのか、そういった違いによっても対処の仕方は違ってくるのかなと思いますね。誹謗中傷の内容が不特定多数の人々の目に触れるような場合は、やはり削除する、削除させることが最優先になってくるのでしょうか。

【横田】

ありがとうございました。いずれにしても、これという特効薬的なものを示すことは難しいですね。それから、それぞれのケースによって、取り巻く状況や加害者がどういう人なのか、また被害者がどういう人なのか、といった様々な要素が絡み合ってくるということになるので、最終的には全国の法務局・地方法務局にある人権相談窓口や弁護士などの様々な機関に相談することによって、それぞれの内容に応じた何らかの道が開ける可能性があるのではないかと思います。ありがとうございました。

それでは会場からの御質問はこれで終わりますが、少し時間がありますので、私自身が感じていることを、パネリストの皆様にお伺いしたいと思います。

まず、安川さんにお伺いします。携帯電話やスマートフォンのフィルタリング機能を設定すると、ほかの機能も使えなくなるからダメだと子どもたちは言いますが、子どもを守るためにはフィルタリングは絶対に掛けた方が良く、そのほうが安全である、しかし、子どもたちはなかなかそれをやりたがらないということをお話しされていました。コンピューターやタブレット端末、スマートフォンでもいいのですが、子どもに対して与えるインターネットに接続できる機器については、有害なサイトへのアクセスができないフィルターが無条件に掛かっているようなものにするということでは可以吗。それともできないのでしょうか。私は素人考えながら、そのようなものが世の中に出回って、フィルタリングを掛けるか、掛けないかの選択権が子どもにあること自体が、ちょっと不自然な感じがするもので、質問させていただきます。

【安川】

今の子どもたちは、いかにも“子ども子ども”しているものを欲しがりません。大人が使っているものと同じものを欲しがります。ケータイやスマートフォン、タブレット端末、DS²などのゲーム機でも同様です。ネットに接続可能な機器は、子どもたちが利用する場合は、やはりフィルタリングが必要になります。こういったものをフィルタリングも掛けずに子どもたちに使わせて、理解のある親を演じている場合ではない。本気で自分の子どもを守りたいと思うのであれば、犯罪に巻き込まれることのないようにフィルタリングを掛けることが、親として最も大切なことだと思います。

【横田】

分かりました。どうやっても、今の子どもにフィルタリングのような制限を加えたようなものを渡しても喜ばないということですね。そういったことがある以上、やはりインターネットの危険性を子どもに理解させ、同時に親にも理解させて、問題があることを親子で共に考えてフィルターを掛けるようにするというのが、安川さんからの御提案ですね。

次に吉川さんへの私からの質問です。つい先日三鷹で起こった女子高生が元交際相手によるストーカー行為の後に殺害されてしまうという大変残念な事件がありました。この三鷹女子高生ストーカー

2 Nintendo DS:任天堂が開発、販売している携帯型ゲーム機シリーズの略称。Wi-Fi(ワイファイ)を通じてインターネットに接続することで、遠方の人々とのコミュニケーションやゲームの対戦などが可能となる。

殺害事件でもそうでしたが、近年、インターネットが絡んだ犯罪が報道等でも多く取り上げられます。一方で、犯人が比較的早い段階で特定される要因として、やはり監視や防犯のためのカメラ等の最新の情報収集の手法が使われているわけですね。これは、イギリスのように個人情報保護に非常に敏感な国民性の国でさえ、犯罪防止のためにかなりの数の防犯カメラがロンドンの街中のあちこちに張り巡らされて、テロなどの防止に役立っているということも新聞等で報道されています。犯罪防止のために防犯カメラはかなり活用されていて、ある一面においては凶悪な犯罪がある分だけ、それを容認する雰囲気もあります。しかし他方では、先程の報告の中にもありましたように、どこを歩いても全部チェックされているといったような個人のプライバシーに関する問題があります。この問題について、吉川さんはどういうふうに考えたら良いと思われますか。

【吉川】

犯罪抑止効果として、確かに防犯カメラなどは非常に効果があると思います。一方、街中への防犯カメラの設置について反対する人々はプライバシーが侵害されるというのですが、基本的に外を歩いているのにプライバシーもなにもないだろうということがありますよね。カメラで記録された映像が、やみくもに誰でも見ることができる状態だとまずいと思いますが、その映像の使い方についてきちんとルールを設けておけば良いのではないのでしょうか。例えば、コンビニの防犯カメラは、アルバイトの店員は容易に操作することができず、警察などが犯罪捜査の関係で照会や差し押さえした場合のみ使うことができるようにするなどというルールの上で管理しておけば、プライバシーは守られつつ、いざ犯罪が起こった時には、その映像が証拠となって犯人特定につなげることができる。また、カメラがあることによって、ここでの強盗はやめておこうというような犯罪の予防効果もあると思いますので、インターネットも防犯カメラと同じ様にきちんとしたルールの下で管理された上での犯罪抑止的な機能の要素は、絶対に必要だと思います。

現に、誰がどんな書き込みをしてもばれないという完全匿名掲示板には、よからぬことを考えている人々が集まってくるという現実がありますね。その反面、本人確認が厳密なサイトなどでは、やはり悪いことはしないわけです。仮に悪いことを書き込んだりしたとしても、容易に特定できますから、対策としては十分だと言えらと思います。

【横田】

ありがとうございます。本当によく分かりました。やはり犯罪抑止のための防犯カメラというのは重要だけれども、それを実際にどう使うか、誰に対してどういう手続きで使わせるかという辺りのことを明確にすることが大事ですね。

【吉川】

運用ルールをしっかりと決めておくこと、ですね。

【横田】

ありがとうございました。

それでは、もう一つ渡辺さんにお聞きします。子どもたちへのネットリテラシー教育の重要性ということについて、私も全く同感なのです。しかし、それが大事だということは皆分かるのですが、日本の場合、小・中学校でこれを教えるということになりますと、どの教科でどういう形でそれを入れ込むかっていう具体案がないと、実現が難しいのではないかと思います。実際、現場でどのように取り組むのかというと、先生方に任されるということになるのでしょうか、現実問題としては授業のカリキュラムはほかの教科が一杯一杯になってしまっているということで、ネットリテラシー教育などは隅に追いやられてしまうという、そういう心配があるのですね。

先ほど、欧米におけるネットリテラシー教育への取組についてお話されていたので、外国の例

でも良いのですが、子どもたちに対して、どのように教科の中に入れて教えているのか、そして日本の場合はどのようにしたら良いのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【渡辺】

日本では、文科省の学習指導要領において、情報モラル教育については、中学校であれば家庭技術科、また高校であれば情報科で教えようというふうに、一応定められているわけですね。しかし、その中でどのようにして、どの程度教えるかというのは、それぞれの学校や先生の裁量ということになってくると思います。

海外のケースでは、私が知る限り、例えばカナダの場合は政府が市民団体と連携してネットリテラシーの授業を学校現場に出向いて行って実施する。あるいは、その市民団体が作った教材を学校現場で使用するといったことが行われています。これは、デジタルリテラシーという形で一つの教科として確立しているケースですね。

【横田】

ありがとうございました。

残り時間が約15分となりましたので、パネリストの皆さんの中で、言い足りないことや、ほかのパネリストのお話について、ちょっとコメントしたいというようなことがあるかもしれません。ここでお一人3分ずつまとめの話をさせていただこうと思います。それでは、安川さんからお願いいたします。

【安川】

本来、親であれば、子どもの異変に気が付かなければならない。例えばネット上に悪口を書かれている子どもの場合、そのほとんどは自分の親には相談していません。親にだけは知られたくない、こんな書き込みされているなんて親に思われたくないと。でも、よく見ていたら分かりますよ。表情が違いますもの。何かあるなって、親であれば子どもの異変に気が付かなければならない。それがケータイに縛られて普段から子どもとコミュニケーションをしていなければ、子どもの異変にすら気が付かない。これではまずいですよ。ちゃんと子どもの異変に気が付くことができる親にならなければならぬのですね。

そういう時に例えば子どもの名前出して、ゆかという名前であれば、「ゆか、どうしたの。何かあったら何でもお母さんに言って。お母さんね、どんなことがあってもゆかのこと守っていくから。ゆかはお母さんの大切な子なんだから」と言ってあげる。子どもは、気が楽になったら本音が出てくるんですよ。「ネットに自分の悪口が書き込まれている」——と子どもの本音が出た時、ほとんどの親は「そんなの気にするんじゃない」とか「見るんじゃない」って言うってしまうんですね。これは絶対に言わないでください。悩みを抱えた子どもから親が相談を受けた時に、「見るんじゃない」とか「放っておきなさい」と。本気で子どものことを考えていたら、そういう言葉って出ないはずなんです。今日この会場にお越しの方々の中にも、ネット上にひどいことを書かれたことのある人はお分かりになると思います。ネット上に自分の悪口を書き込まれる——これは面と向かって言葉で言われるよりも、本当に傷付くんですね。「見るんじゃない」なんて、絶対に言うてはいけません。学校の先生方も同じです。「気にするんじゃない」なんてことを生徒に対して言っている先生がいます。きちんと生徒の立場になって、子どもの立場になって考えてあげてください。

私も全国webカウンセリング協議会でも相談を受けています。先ほど、削除依頼はしない方が良く、かえって炎上する場合がある、といった主旨のお話が出ていましたが、子どもが被害者である場合、その子の個人情報や誹謗中傷が書き込まれていたら、すぐに対応してあげてください。そうしなければ、書かれている子どもたちはたまったものではないですよ。サイトごとに、ガイドラインは決まっています。ちゃんと子どもたちのことを考えて、無責任な言葉だけは掛けないであげてください。

【横田】

今のお話非常に大事だと思います。私はもうかなり年齢を重ねておりますので、子どもから「お父さんはアナログ人間だから」とデジタル音痴の部分を冗談半分からかわれることもあるのですが、これまで私なりにインターネットと人権の問題を考えてきて感じることは、デジタルあるいはインターネットというものは一つの手段であって、それは人間の生活を豊かにしている、便利にしているというところがありますけれども、一番大事なことは、人と人の、目と目の、肌と肌の触れ合いの部分だと思います。先ほど、安川さんがおっしゃったことは、その人と人との触れ合いの部分を押さえた上で、インターネットの問題に取り組んでいくことが大事だとおっしゃっているのではないかと思います。私も若干我が意を得たりと思いました。

それでは、吉川さんお願いいたします。

【吉川】

人権施策とは、対処療法としての人権救済と根治療法としての人権啓発であると言われます。これらが、有機的な関係を保ちながら推進していくことが重要だと言われているのですが、私はそれに加えてもう一つ予防的対策というのが欠かせないのではないかと思います。救済とか啓発だけでは、実際に違法なことをした人の検挙とかの話が出てきませんので、予防対策が必要だということです。その予防対策には、特別予防と一般予防というのがあります。特別予防というのは犯罪者の検挙です。ネット上で違法情報を発信したりした人は、海外のサーバーを使ったり通信経路を偽装するなどして、様々逃げようとするわけですが、逃げ得を許さないためには、悪質なものに対してはやはり徹底的に検挙して広報していく必要があると思います。絶対に捕まるんだよということを知らしめることが、間接的な予防効果もあるのですね。

その上で必要なのは、やはり国際的な捜査共助だと思っていて、いま国内に関してはほとんどのプロバイダは警察の捜査に対して協力しますし、削除依頼への対応に関しても日本の法律に基づいた削除のルールを持っていますから良いのですが、アメリカのプロバイダなどの場合は、法律の違いがあったりそれから国際的な捜査共助が取れたり取れなかったりしたりする国もありまして、そこで捜査が途絶えてしまうということがあります。これはどの国でも同じような悩みを抱えていると思いますので、インターネットに関しては国境がないということを強く意識して、捜査に関しても国際的な協力をより高めていく動きが必要であると思います。

そして一般予防の部分では、おおむね2つの要素があるのですが、1つがサービスの悪用防止対策です。例えば今問題になっているLINEでは、LINEのIDを交換することで、児童が大人と出会って援助交際に行ったりするということが起きていることから、18歳未満の利用者のIDを検索できないような規制がようやくスタートしたばかりです。そういう悪用防止対策を事業者が自主的に行うことで防げることが多々ありますので、まずはそういった部分についてきちんと対応していくことが、子どもたちの被害を未然に防止するという意味で大きな効果があると思います。その上で、悪用防止という点では本人確認なども重要になってきますので、これまでインターネットカフェに対して利用者の本人確認をちゃんとやって、どういう端末を利用したのか記録して、不正利用したときに後から分かるようにしてくださいねと働きかけをやってきて、ここへきて東京都が条例でそれを義務付けておりますけれども、プロバイダに対してもきちんと利用者の本人確認をやって、ログ（利用履歴）もちゃんと残して、警察から照会があればちゃんと答えられるようにしておきましょうということも、検挙という特別予防の効果を上げる意味で必要になってくるのかなと思います。

あとはサイバーパトロール³のような形で、事業者が自ら自分たちのサービスの中を見て回ることはもちろんのこと、ボランティアの方々を始め多くの方がインターネット上に違法な情報がないかどうかを見て回って通報するというのも、様々な被害や犯罪予防のためには必要になってくると思います。

3 インターネット上のウェブサイトを巡回し、犯罪や自殺幇助などの有害情報をはじめ、著作権侵害やわいせつ物の頒布、薬物の売買などの違法行為を見つけ出すこと。

ます。

【横田】

ありがとうございました。予防という観点の重要性というのを指摘して頂いたのは、大変大事だと思います。恐らくこのことは、渡辺さんの言っておられるネットリテラシー教育にも当てはまりますね。ネットリテラシー教育そのものが、正にネット犯罪から子どもを守るための予防ということにつながると思います。

その点も含めて今度は、渡辺さんお願いいたします。

【渡辺】

ネットリテラシー教育における予防の側面ということで特に強調させていただきたいのは、先ほどの私の報告の最後にも申し上げましたが、大人に対するモラル教育という部分なのですね。といいますのも子どもの性被害事件の場合、その加害者のほとんどは大人なんですよ。青少年保護というのは非常に便利な言葉で、子どもたちというのは判断能力も低いから弱いから守ってあげなきゃいけない存在なんだと、いろんな縛りを掛けなきゃいけないんだということで、青少年の側にはいくらかでも縛りを掛ける、保護を理由に規制を掛けるということをこれまでやってきたかと思います。その一方で、加害者の大部分が大人であるというこの現状をどう考えるのか、ということなのですね。

私は以前、国の青少年保護担当の方に大人への対策についての話をお聞きしたことがありまして、その時は「いやあ、大人に対して何か対策を取るのはあんな理由やこんな理由もあって、いろいろ難しいんですよ」ということで話が終わってしまいました。今の話のように、できない理由を探すばかりでは、何も前に進まないんですね。現行の制度の枠の中でどのような対応ができるのかを考えるよりも、より良い対応をするために現行の制度をどう変えていくのかという視点が、非常に重要になってくると思います。ですので、青少年保護というのはもちろん必要ですが、一方で大人に対する対策というものをどう考えるのかっていうことに取り組んでいただきたいと思います。その実現のためには様々な障害があるかと思いますが、万難を排しても、青少年の保護を本当に重要であると考えてるのであれば、大人に対するモラル教育について取り組んでいただきたい課題であると考えております。以上です。

【横田】

ありがとうございました。3人のパネリストにきちんと時間を守りつつ、内容のあるお話をしていただき、さらに会場からの質問にも適切に答えていただいたことを感謝したいと思います。

残りの時間で少しか私からコメントをさせていただいて、今日のシンポジウムを終えたいと思います。

1つは先ほどパネリストの皆様もおっしゃられていたことなのですが、予防対策と教育の重要性と同時に、その点で恐らくメディアが重要な役割を果たさだろうと思います。例えば吉川さんが先ほど予防対策のお話をされた中で、インターネットを使った犯罪を行えば、必ず捕まるということを知らせること自体が予防になるとおっしゃっていましたが、それを周知する方法として、やはりメディアの役割は大きいであろうと思うのですね。ですから、そういうことを含めて、サイバー犯罪を防止するためにどのように取り組めば良いのかということについて、メディアの立場で考えていただけると良いのかなというふうに思いました。

もう一つは、今日は主に子どもたちとインターネットに関連する内容を中心に話を進めさせていただき、これは今日のシンポジウムの目的の大きな柱でした。それと同時に、人権的観点から、子ども以外にも様々な形で「弱者」と言われる立場の人がいるわけなのですね。例えば高齢者。私も年齢を重ね、だんだんそのカテゴリーに入ってきましたが、インターネット社会に入れないことから来る高齢者の様々な問題があります。最近では、これまで役所に行かないとできなかった様々な手続きが、

御存じのとおりインターネット上でできるようになっています。中には、インターネット上でないといけないような手続きもありまして、私のように少しでもインターネットに触れる者でも、どのようにすれば良いのかということをおぼただけでも、若干時間が掛かるようになりました。私より上の世代の方々は、恐らくコンピューターを使えない方がかなり多いのではないかと思います。しかし、様々な会合に出席する場合でも、インターネットを通じての予約しか受け付けられないということが増えてきています。そういう問題があって、社会的弱者が被るインターネット時代の様々な制約という被害もあります。恐らく「オレオレ詐欺（振り込め詐欺）」などについて、これだけ様々な媒体を使って注意されているにもかかわらず、被害が後を絶たないという状況があるということを考えると、インターネットを通じての犯罪の被害者として高齢者が増えていく可能性があります。例えば、投資話とかそういう類いのことですね。実際に私のところに、インターネットを通じてのいい加減な投資話の呼びかけが来ています。もちろん、私はそれを無視しますが、インターネットを利用し始めて日の浅い高齢の方が、ひょっとするとなりすましの人にだまされるという危険性もあるような気もしています。そういったことも、今日のこのシンポジウムをきっかけに、子どもの人権を考えるということで始まったシンポジウムですけれども、社会的弱者が抱えるインターネット時代の問題点についても、今後は考えていきたいと思っております。

私の方からは、インターネットを利用するにあたっての犯罪等の被害に合わないための予防対策と教育を推進する上でのメディアの役割、そして子どもや高齢者などの社会的弱者の問題を指摘させていただき、「インターネットと人権」のシンポジウムを終えたいと思います。長時間御清聴いただきありがとうございました。

*このシンポジウムの「パネルディスカッション」の様子は、動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」にて視聴可能です。

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

●関連情報

*全国webカウンセリング協議会 <http://www.web-mind.jp/>

*日本青少年キャリア教育協会 <http://www.kyousei-kyouiku.or.jp/care...>

*安川雅史 Official Website <http://www.yasukawa.info/>

*不登校・ひきこもりと闘う！！～心理療法カウンセラー 安川 雅史のブログです～
<http://www.hikikomori-navi.com/weblog...>

*WEB110（ウェブワンテン） <http://web110.com/>

*インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

*MAYUMEDIA-渡辺真由子 公式サイト <http://www.mayumedia.com/>

*渡辺真由子のメディア・リテラシー評論 <http://mediaw.cocolog-nifty.com/>

*渡辺真由子 フェイスブック <https://www.facebook.com/mayumania>